

小児医療施設施設整備事業 補助金交付要綱

平成26年11月19日 医第562号

平成27年12月22日一部改正 医第1339号

平成29年 1月27日一部改正 医第1711号

平成29年 7月25日一部改正 医第997号

平成30年 5月10日一部改正 医第664号

令和元年10月31日一部改正 医第691号

令和4年 8月18日一部改正 医第424号

(趣旨)

- 第1条 県は、小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を整備し、地域における小児医療水準の向上を資することを目的に、小児医療施設の開設者に対して、予算の範囲内、かつ、国庫補助内示額の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 この要綱において、小児医療施設施設整備事業(以下「施設整備事業」という。)とは、周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生労働省医務局長通知)に基づく小児医療施設施設整備事業をいう。

(事業計画の策定)

- 第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、事業に関する計画書及び事業の実施に要する調書を、様式第1号別紙(1)から別紙(4)により作成し、別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(補助対象外経費)

- 第4条 この補助金は、次の各号に掲げる費用については補助の対象外とする。
- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - (4) 既存建物の買収に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 第5条 当該事業に対する交付額は、次の規定により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第1の第1欄に規定する基準額と同表第2欄に規定する対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第1の第3欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(申請書の様式等)

- 第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は別に定める日までに、知事に対して提出するものとする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書類の添付は、これを要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事設計図、工程表、工事仕様書及び工事仕訳書
- (2) 歳入歳出予算書の抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (3) その他参考となる資料

(軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助事業により整備する建物の設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しないもの。
- (2) 事業に係る建物の規模、構造又は用途の変更で当該建物の機能に著しい変更を生じさせないもの。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第6条及び第7条に準じた手続に従い行うものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち次のいずれかを変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所
 - イ 建物の規模、構造又は用途
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (13) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- (14) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付決定通知書の様式）

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金の概算払）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

第13条 補助事業者は、毎年度9月末日及び12月末日現在の補助事業の遂行状況を各翌月10日までに様式第3号により知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第14条 規則第13条に規定する実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、その提出期限は事業完了後15日以内、又は各事業年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

なお、繰越により補助事業が翌年度に引き続き行われるときは、補助金の交付決定に係る事業年度の3月31日までに様式第7号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(添付書類)

第15条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書
- (2) 施設整備事業実績報告書
- (3) 財源内訳書
- (4) 当該事業に係る歳入歳出決算書（見込み）抄本
- (5) 補助事業完了後の補助対象事業の概要を示す写真
- (6) 工事請負契約書、領収書、検収調書等の写し
- (7) 補助事業完了後の建物の補助対象区域の平面図、面積表及び工事精算仕様書
- (8) その他参考となるべき資料

(確定通知書の様式等)

第16条 規則第14条に規定する確定通知書の様式は様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第18条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第19条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省

令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、平成26年11月19日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

別表第1（第5条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>基準面積に単価を乗じ、さらに各年度の工事進捗率を乗じた額</p> <p>(1) 基準面積 1,300㎡ ただし、小児総合病院の場合は、 4,000㎡</p> <p>(2) 基準単価 診療棟 239,600円 病棟 214,600円</p>	<p>小児医療施設として必要な次の各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 診察室、検査室、エックス線室、手術室 等</p> <p>(2) 小児専用病棟 病室、未熟児室、新生児室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等</p>	<p>100分の33</p>